

中小企業経営承継円滑化法に係る

金融支援認定の手引



【目 次】

第1章	制度の概要	1
第1節	概 説	1
第2節	金融支援認定の対象者	2
第3節	認定の種類	2
第4節	融資実行までの流れ	3
第5節	認定の通知	3
第6節	申請・問合せ窓口	4
第2章	申請の実務（必要書類など）	5
第1節	共通事項	5
第2節	内部承継型	6
	【認定要件】	6
	【必要書類】	7
	【申請書記載のポイント】	10
第3節	M & A 型	12
	【認定要件】	12
	【必要書類】	12
	【申請書記載のポイント】	14
第4節	今後経営の承継を行う予定の会社 （経営者保証を不要とする資金に借り換えたい場合）	17
	【認定要件】	17
	【必要書類】	17
	【申請書記載のポイント】	18
（参考1）	県制度融資（経営承継に関連するもの）	20
（参考2）	日本政策金融公庫の融資制度（経営承継に関連するもの）	21

第1章 制度の概要

第1節 概 説

【制度の概要】

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、「中小企業経営承継円滑化法」という。）第12条に係る都道府県知事の認定を受けることにより、以下の金融支援を受ける対象となることができます。

- 信用保証の拡大（通常の保証枠と同額を別枠化、経営承継者（個人）への保証）
- 経営者保証提供を不要にする信用保証（経営者保証のついている借入金の借換え）
- 経営承継者（個人）に対する日本政策金融公庫の融資（特別利率）

			経営を承継後に必要となる資金 (内部承継型)		これから他の中小企業者の経営を 承継するにあたり必要となる資金 (M&A型)		現経営者が保証 した債務の借換 資金	
資金使途			・ 株式や事業用資産等の取得資金 (貸付・未収金の弁済金を含む) ・ 事業用資産等に係る相続税又は 贈与税の納税資金 ・ 運 転 資 金 等		・ 他社の株式や事業用資産等の取得 資金 等		・ 借換資金 ※現代表者が保証 債務を負ってい る借入れ	
支援の対象者			中小企業者 (会社・個人事業主)	会 社 代 表 者	中小企業者 (会社・個人事業主)	事 業 を 営 ん で い な い 個 人	中小企業者 (会 社)	
認定の根拠条文 法12条1項			1号イ(会 社) 2号イ(個人事業主)	1号イ	1号ロ(会社/原則) 1号ハ(会社/保証人なし) 2号ロ(個人事業主)	3号	1号ニ	
支援 内容	保証	名 称	経 営 承 継 関 連 保 証	特定経営承継 関 連 保 証	経 営 承 継 準 備 関 連 保 証	特定経営承継 準 備 関 連 保 証	経 営 承 継 借 換 関 連 保 証	
		根拠条文 法13条	1項	2項	3項(原則型) 4項(保証人なし)	5項	6項	
		連帯保証人	必要となる場合がある ※1)	必要 ※2)	必要となる場合がある ※3)	必要 ※4)	不要	
		保証限度	一般保証と別枠 2億8千万円	一般保証の枠内 2億8千万円	一般保証と別枠 2億8千万円	一般保証の枠内 2億8千万円	一般保証と別枠 2億8千万円	
	融 資		×	○(法14条1項)	×	○(法14条2項)	×	

※1 法人(会社)の代表者以外は原則不要 ※2 原則として認定を受けた中小企業者(会社)のみ

※3 法人(会社)の代表者、被承継会社以外は原則不要(一定の要件を満たすことで経営者保証免除)

※4 原則として被承継会社のみ

【制度を利用するに当たっての主な注意点】

- ▷ 都道府県知事の認定が、保証や融資を担保するものではありません。
 - 各金融機関等の審査は、別途行われます。そのため、認定の申請前に、利用を希望する融資の内容については、各金融機関等にも併せて御相談ください。
- ▷ 認定には申請受付後、およそ2ヶ月かかります。
 - 申請書類に不足がある場合は、さらに認定に時間を要することがあります。
- ▷ 認定の申請先は主たる事業所が所在する都道府県です。
 - 法人の場合は、登記上の本社所在地
 - 個人事業主及び事業を営んでいない個人の場合は、住民登録上の住所のある都道府県

※ 詳細は、中小企業庁の『中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル「金融支援」』の〈第2章 金融支援措置について〉の第1節「金融支援のポイント」を確認ください。

第2節 金融支援認定の対象者

中小企業者（会社、個人事業主）、他の中小企業者から事業を承継しようとするもの（中小企業者・事業を営んでいない個人）が対象です。

なお、会社、個人事業主は以下の2つの要件に該当する場合に限ります。

対象となる会社又は個人事業主に関する2つの要件

□ 中小企業者であること

いずれかに
該当すること

業 種 目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

【注意点】

- ※ 中小企業基本法上の中小企業者の定義よりも範囲が拡大されています。
- ※ 医療法人、社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しないため、本制度は利用できません。

□ （会社の場合）上場会社等でないこと。

第3節 認定の類型

認定には3つの類型があります。類型ごとの認定要件は第2章（本書5ページ～）に記載しています。類型ごとの支援内容は次のとおりです。

□ 内部承継型 ＝ 後継者が既に代表者に就任している場合

→ 既に後継者が代表者に就任し経営交代をしている会社及び当該代表者（個人）や個人事業主に対し、当該経営の交代に伴って生じる資金の調達について、信用保証協会の債務保証や日本政策金融公庫の融資により支援します。

□ M&A型 ＝ 他社や個人が経営の承継を予定している場合。代表就任前のもの。

→ 会社・個人事業主又は事業を営んでいない個人が、他の中小企業者から経営を引き継ぐための買収資金の調達について、信用保証協会の債務保証や日本政策金融公庫の融資により支援します。また、一定の財務条件を満たす場合には、申請会社の経営者保証を不要とするなど、円滑な資金調達を支援します。

□ 今後経営の承継を行う予定の会社 ＝ 経営者保証を不要とする資金に借り換える場合

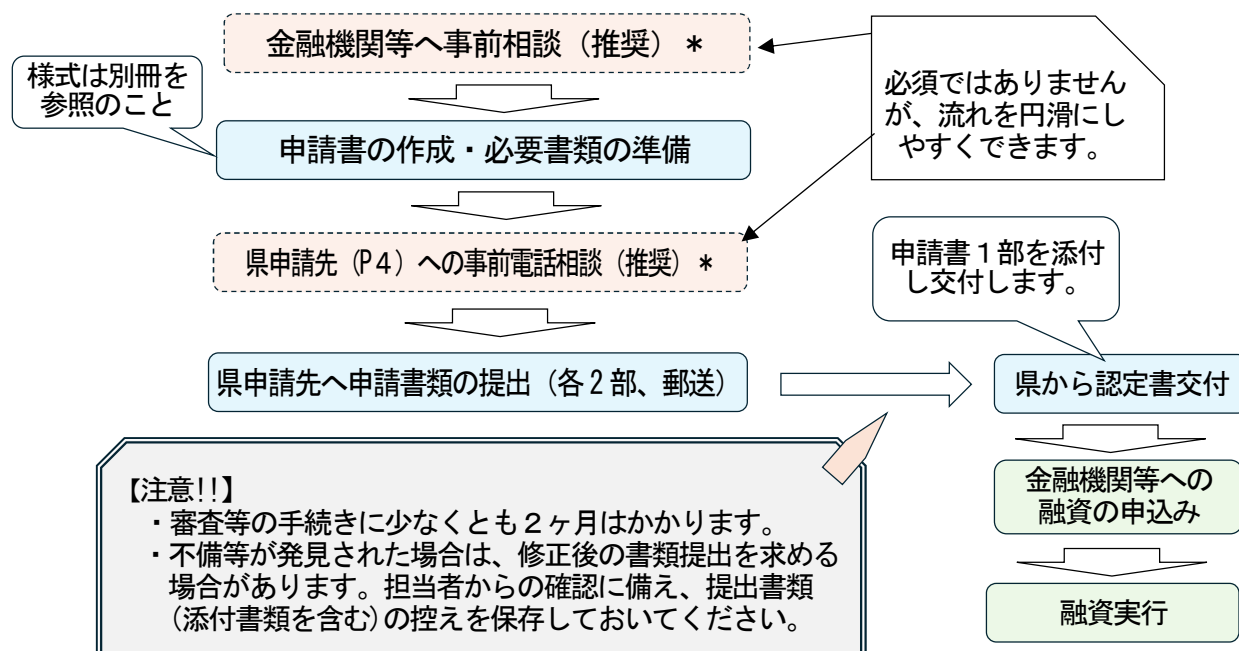
→ 後継者候補があり、今後3年以内に経営承継を予定している中小企業者であって、現経営者が経営者保証を提供している金融機関からの借入に対し、一定の財務条件を満たしている場合に、経営承継前までに経営者保証の提供が不要な融資への借換えを信用保証協会が支援します。

認定要件
及び
提出書類
掲載ページ

	内 部 継 承 型	M & A 型	今後経営の承継を行う予定の会社
認定要件	6ページ	12ページ	17ページ
提出書類（必要書類）	7～9 "	12～14 "	17 "
"（記載のポイント）	10～11 "	14～16 "	18～19 "
"（様式）	別冊 1～10 "	別冊 11～18 "	別冊 19～22 "
"（記載例）	" 23～33 "	" 34～42 "	" 43～47 "

第4節 融資実行等までの流れ

融資実行までの流れは次のとおりです。県へ申請書が届いてから、少なくとも2ヶ月はかかります。必要とされる書類も多いので、スケジュールに余裕を持って対応してください。
なお、認定は融資や保証を担保するものではないことに留意してください。



第5節 認定の通知

認定の申請内容を確認し、適当と認められた場合は認定書を郵送します。
有効期限は認定書に記載されている認定日の翌日から起算し、1年を経過する日です。

【主な注意点】

- ◇ 融資等を申し込む際には、金融機関等に認定書の写しを提出してください。
- ◇ 申請内容から以下の変更等があった場合は、認定が取消しになることがあります。

□ 会社の場合

- ・ 認定を受けた会社の後継者が、その代表を退任した場合
- ・ M&A型で認定を受けた会社において、当該承継に不可欠な資産の譲り受けを行わないことが確実と明らかになった場合

□ 個人事業主の場合

- ・ 認定を受けた個人事業主の後継者が廃業又はすべての事業を譲渡した場合
- ・ M&A型で認定を受けた個人事業主において、当該承継に不可欠な資産の譲り受けを行わないことが確実と明らかになった場合

□ 事業を営んでいない個人の場合

- ・ M&A型で認定を受けた事業を営んでいない個人において、当該承継に不可欠な資産の譲り受けを行わないことが確実と明らかになった場合

□ 偽り又は不正により認定を受けた場合

□ 認定を受けた中小企業者から、認定取消しの申請を受けた場合

詳細は
『中小企業経営
承継円滑化法
申請マニュアル
「金融支援」』
第2章第7節を
確認のこと

第6節 申請・問合せ窓口

認定申請者の所在地の都道府県が認定の管轄です。下記は本県の窓口になります。

□ 法人 = 登記上の本社所在地

□ 個人事業主及び事業を営んでいない個人 = 住民票登録上の住所地の都道府県

名 称	所 在 地	電話番号
栃木県 産業労働観光部 経営支援課 金融担当	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3181

※ 来課の場合は土日祝及び12/29～1/3を除く8:30～17:15にお越しください。
(担当者不在の場合もございますので、事前にお電話願います。)

【主な注意点】

- ※ 申請書等の受付は手渡しも可能です。また、代理者が提出しても差し支えありません。
- ※ 申請書の記入方法の不明点等については、電話等でお問い合わせください。
- ※ 上記は中小企業経営承継円滑化法に係る金融支援認定業務の専門窓口です。
事業承継全般に係る相談については、下記の栃木県事業承継・引継ぎ支援センター
をご活用ください。

栃木県事業承継・引継ぎ支援センターの概要

国が運営する公的機関です。公正・中立な立場で、相談無料・秘密厳守で対応します。
～こんなお悩みをお持ちの方は御相談ください～

- ・後継者は決まっているが、今後どのように進めたらいいか知りたい。
- ・身近に後継者がいない、会社(事業)を引き継いでくれる相手を探して欲しい。
- ・会社を譲渡(譲受)することで合意したが、今後の進め方や手続きを教えて欲しい。

【お問い合わせ先】

住 所：栃木県宇都宮市中央 3-1-4 栃木県産業会館 7 階
電話番号：028-612-4338
ホームページ：https://tochigi-hikitsugi.go.jp

参考 関係機関連絡先

区分・名称	所在地	電話番号	対応可能時間	
中小企業信用保険法の特例（信用保証）について				
栃木県信用保証協会 https://www.cgc-tochigi.or.jp	宇都宮市中央三丁目1番4号 栃木県産業会館	028-635-2121	9:00～17:00 (営業時間)	
株式会社日本政策金融公庫法の特例（融資）について				
(1) 個人企業・小規模企業の方(国民生活事業)				
※	株式会社日本政策金融公庫宇都宮支店 https://www.jfc.go.jp	宇都宮市二番町 1-31	0570-012903 (ナビダイヤル)	9:00～17:00
	” 佐野支店 https://www.jfc.go.jp	佐野市高砂町 2806-1	0570-015099 (ナビダイヤル)	9:00～11:30 12:30～17:00
(2) 中小企業の方（中小企業事業）				
	株式会社日本政策金融公庫宇都宮支店 https://www.jfc.go.jp	宇都宮市二番町 1-31	028-636-7171	9:00～17:00

※ 佐野支店業務区域：足利市/栃木市/佐野市/鹿沼市のうち入栗野・柏木・上粕尾・上永野・北平田・口栗野・久野・下粕尾・下永野・中栗野・中粕尾・深程/日光市のうち足尾
宇都宮支店業務区域：佐野支店の業務区域以外の栃木県内

第2章 申請の実務（必要書類など）

認定要件は3つの類型ごとに異なりますので、該当する類型の申請手続きをご確認ください。

なお、中小企業庁の『中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル「金融支援」』には、用語の定義や申請書（添付資料含む）等の詳細が記載されているので、併せてご参照下さい。

第1節 共通事項

金融支援認定の対象が会社である場合には、会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類を提出していただく必要があります。すべて2部提出してください。

	株 式 会 社	合 同 会 社	合名・合資会社
貸借対照表	○	○	○
損益計算書	○	○	△
株主（社員）資本等変動計算書	○	○	△
個別注記表	○	○	△
事業報告	○	△	△
附属明細書（勘定科目内訳書を含む）	○	△	△

○：必ず提出が必要な書類 △：作成している場合は提出

（注意事項）

- ※ 損益計算書を作成していない場合は、収支計算書などそれに代わるものを提出すること。
- ※ 事業報告が未作成の場合は、法人税申告書添付の「法人事業概況説明書」を提出すること。

（参考：中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル「金融支援」7ページより）

- ※ 計算書類等の信頼性向上の観点から、計算書類等は「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従って作成されることが望ましい。
- ※ 「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」又は「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」により税理士等の確認を受けている場合には、下記提出書類と併せてそのチェックリストも提出して下さい。

【その他必要な書類等】

- ☐ 連絡先がわかる書類（名刺等）
 - ・ 電話の対応が困難な時間帯を記載のこと。（確認等のため連絡する場合があります。）
- ☐ 返信用レターパック
 - ・ 認定書を送付するためのもの。郵送希望先を記入したものを同封のこと。

【原本証明】

- ・ 定款、株主名簿等の写しを添付する場合には、2部とも原本証明が必要です。
- ・ 原本証明は書類に直に記入しても差し支えありません。
- ・ 下図を参考に、認定申請日と同日付で原本証明のこと。（代表取締役の氏名は署名）

＜原本証明の例＞

この写しは、認定申請日における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和○年○月○日

株式会社 いちご王国
代表取締役 杉本 いちまる

第2節 内部承継型

【認定要件】

以下の要件にすべて該当する方。

□ 経営交代が発生していること。（後継者が既に代表者になっていること）

□ 経営交代に伴って、次のいずれかの事業活動の継続に支障を生じさせる事由（資金ニーズ等）が発生していること。

① 会社及び現代表者以外の者が有する株式や事業用資産等を買取る必要があること。

【利用者】

会社又は代表者：会社及び現代表者以外の者が有する株式や事業用資産等
個人事業主：他者が有する事業用資産等

② 株式や事業用資産等の相続（贈与）に伴い相続（贈与）税を納付する必要があること。

③ 経営交代後3ヶ月間の売上又は販売数量が前年同時期の3ヶ月間の80%以下に減少が見込まれること。

④ 経営交代により仕入割合20%以上の仕入先から取引条件を不利益となる設定や変更が行われたこと。

⑤ 経営交代により借入金額の割合が20%以上の取引金融機関からの借入に係る返済方法や借入条件等の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶等、取引先金融機関との取引に係る支障が生じていること。

⑥ 株式や事業用資産の遺産分割の際に遺留侵害額等の金銭の支払う必要が生あること。

⑦ 経営の交代に伴い事業活動の継続に支障を生じさせるその他諸費用が発生したこと。

【注意事項】

※ ①で既に株式を取得している場合、認定に係る融資を取得費用に充てることはできません。

※ ⑦については、一般的には①から⑥の諸経費を想定しており、その場合は⑦のみの資金ニーズは認定対象外となります。それ以外の場合は、県の申請先（4ページ）に、詳細をお尋ねください。

【提出書類】 以下、『中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル「金融支援」』p.20～34・49～57 参照

共通書類、申請者別、資金使途別に、それぞれ該当するものをすべて2部提出してください。

【共通書類】

- ☐ 別紙を含む申請書（様式第6）→様式は別冊1～8ページ
- ☐ 認定申請日の直前期の決算関係書類
 - ・ 法人の場合：第2章第1節共通事項（本書5ページ）を参照のこと。
 - ・ 個人事業主の場合：青色申告書及び青色申告決算書の写しなど財務決算及びに事業内容を記載した書類一式
- ☐ 認定申請日における従業員数証明書→様式は別冊9ページ
 - ・ 厚生年金保険の標準報酬決定通知書、資格取得又は喪失確認通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票を添付のこと
 - ※ 変更がなければ作成日を手書きで認定申請日に修正のこと
 - ・ 従業員0人の場合は従業員数証明書のみでOK

【申請者別】

→▽ 会社の場合

- ☐ 申請会社の登記事項証明書
 - ・ 認定申請日の3ヶ月以内の原本(代表者交代が登録済みのもの)
 - ※ 最新の謄本に前代表者の退任日の記載がない場合は、当該事実が確認できる閉鎖事項証明書の原本も添付のこと
 - ・ コピーや登記情報提供サービスの印刷は不可
- ☐ 申請会社の定款の写し
 - ・ 登記事項証明書と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付のこと
- ☐ 申請会社が上場会社等でない旨の誓約書→様式は別冊10ページ
 - ・ 様式に必要事項を記載すること（日付は認定申請日とする）
- ☐ 死亡したことを証する戸籍謄本等（先代が死亡した場合のみ）

→▽ 個人事業主の場合

- ☐ 先代が退任した場合
 - ・ 事業譲渡契約書の写し
- ☐ 先代が死亡した場合
 - ・ 死亡したことを証する戸籍謄本等

【資金使途別】

→ I 【資産を取得する場合】

→ ① 株式等の取得による承継を行う場合（※ 支払い済みの株式取得費用は不可）

- ☐ 承継される中小企業の株主名簿の写し
- ☐ 申請者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類
 - ・ 別紙2（別冊3ページ）に記載した譲渡額を示す株価算定のための書類。
 - ・ 認定申請時点で、株式譲渡契約書、株主総会議事録などがある場合は、これらの写しも添付。

→ ② 事業用資産の取得による承継を行う場合

- ☐ 取得しようとする事業用資産等の登記事項証明書（不動産の場合のみ）
 - ・ コピーや登記情報提供サービスの印刷は不可。
- ☐ 取得しようとする事業用資産等の価格及び申請者（又はその代表者）以外の者が所有者（債権者）であることを証する書類

	価格の確認書類	所有者（債権者）の確認書類
不動産	不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書など	（登記事項証明書で可）
動 産	前事業年度の計算書類の勘定科目明細書など	申請者又はその代表者との売買契約書など
貸付金	金銭消費貸借契約書など	同 左
未収金	前事業年度の計算書類の勘定科目明細書など	同 左

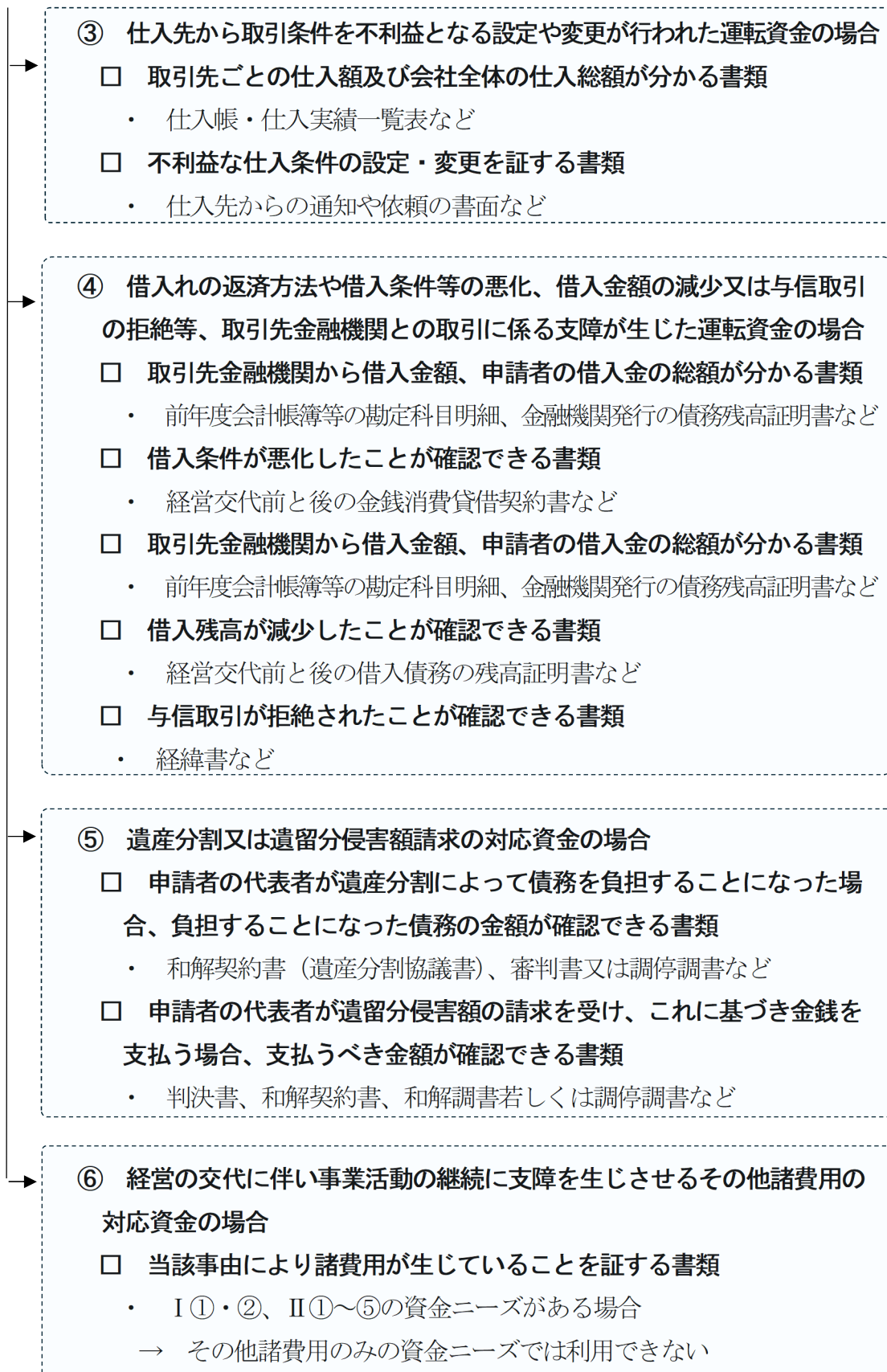
→ II 【その他運転資金等を必要とする場合】

→ ① 相続税又は贈与税の納税資金の場合

- ☐ 相続税又は贈与税の見込額を記載した書類
 - ・ 相続税又は贈与税の申告書の案など税額が分かるもの

→ ② 売上高減少時の運転資金の場合

- ☐ 売上高等の減少が見込まれることを証する書類
 - ・ 経営交代後3カ月以上経過している場合
 - 月次の合計残高試算表など、経営交代後3月間と前年同期の売上高等の実績額が分かるもの。
 - ・ 経営交代後3カ月未満の場合
 - 前年同期3カ月間の書類に加え、経営交代後3月間の売上高等の見込額推定の根拠となる資料。



【申請書等の記載のポイント】※ 記載例は別冊 23～33 ページ

① 申請書→様式は別冊 1 ページ

- ◇ 申請者は、当該会社又は個人事業主
- ◇ 申請書の 1 から 3 の記載例は次のとおり

<記載例>

- 1 主たる事業内容：衣料品の卸売業
- 2 資本金の額又は出資の総額：1,000 万円
- 3 常時使用する従業員の数：5 名

② 別紙 1「経営の承継を行うこととなった原因」→様式は別冊 2 ページ

- ◇ 会社の場合は 1 の (1) 又は (2)、個人事業主の場合は 2 の (1) 又は (2) を○で囲み、内容を記載すること。

③ 別紙 2「事業活動の継続に支障を生じさせる事由」→様式は別冊 3 ページ

- ◇ 金融支援の利用者及び内容ごとに該当項目を選択すること。

利用者	会社の場合	個人事業主の場合	会社の代表者の場合	
支援内容	保証枠の拡大		保証枠の拡大	日本政策金融公庫の融資
該当項目	1	2	3	4

- ◇ 利用予定のすべての資金ニーズについて記載例を参考に記入すること。

<記載例>

- (1) 株式等の場合 = 該当項目：1 (1)、3 (1)、4 (1)

取得する株式等の価格：一株当たり金額 (円) × 株式数 (株) = 総額 (円)
 @126,358 円/株 × 200 株 = 25,271,600 円

- (2) 事業用資産の場合 = 該当項目：1 (2)、2 (1)、3 (2)、4 (2)

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
 所在地等：栃木県△△市□□000-000 家屋番号 000
 価 格：50,000,000 円 価 格：4,335,000 円 計 40,000,000 円

取得する動産の名称及び価格
 名 称：産業用 CNC 垂直マシニングセンター
 価 格：4,335,000 円

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額
 ▽○□銀行 35,000,000 円 □○▽信用金庫 5,000,000 円
 計 40,000,000 円

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額
 □▽○商事 (株) 15,000,000 円

- (3) 相続税又は贈与税の納付金の場合 = 該当項目：2 (2)、3 (3)、4 (3)

相続税又は贈与税の見込額 7,500,000 円 (別添、相続税申告書案のとおり)

(4) 売上高等が減少時の運転資金の場合 = 該当項目：1 (3)、2 (3)

申請者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の3月間における売上高等の合計の見込額 (A)	650,000,000 円
上記の前年の同時期における3月間の売上高等の合計 (B)	900,000,000 円
売上高等の見込減少割合（%、 $100 - A/B \times 100$ ）	$100 - 650,000,000 / 900,000,000 \times 100 = 27.778\%$

(5) 仕入先から取引条件を不利益となる設定や変更が行われたことによる運転資金の場合 = 該当項目：1 (4)、2 (4)

仕入先の名称及び所在地	▽□商事 栃木県□○市△×000-000
仕入先からの仕入額 (A)	7,200,000 円
仕入額の総額 (B)	18,000,000 円
仕入先からの仕入額の割合（%、 $A/B \times 100$ ）	$7,200,000 / 18,000,000 \times 100 = 40\%$
取引条件の設定又は変更の内容	支払期限の短縮：3か月→1か月 仕入れ上限額の減少： 6,000,000 円/月→3,000,000 円/月

(6) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことが減少に伴う運転資金の場合 = 該当項目：1 (5)、2 (5)

取引先金融機関からの借入金額 (A)	10,000,000 円
借入金額の総額 (B)	40,000,000 円
取引先金融機関からの借入金額の割合（%、 $A/B \times 100$ ）	$10,000,000 / 40,000,000 = 25\%$
借入条件が悪化した内容	○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○。
借入金額が減少した内容	○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○。
与信取引が拒絶された内容	○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○。
その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容	○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○。

(7) 遺産分割又は遺留分侵害額請求の対応資金の場合

= 該当項目：2 (6) (7)、3 (4) (5)、4 (4) (5)

遺産の分割により負担する債務の金額	15,000,000 円（別添、遺産分割協議書のとおり）
-------------------	------------------------------

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額	5,000,000 円（別添、和解調書のとおり）
------------------	--------------------------

(8) その他諸費用の対応資金の場合 = 該当項目：1 (6)、2 (8)、3 (6)、4 (6)

諸費用の内容と金額	5,000,000 円（別添、和解調書のとおり）
-----------	--------------------------

第3節 M&A型

【認定要件】

以下の要件に全て該当する方。

□ 次のいずれかの理由で承継される中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていること

① 承継される中小企業の役員又は代表者の三親等以内の親族の中に、後継者候補となる者がいないこと

② 承継される中小企業の経営者が、その「年齢（＊1）」、「健康状態（＊2）」、「その他の事情（＊3）」により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であること

＊1 「年 齢」 = 現代表者の年齢が満60歳を超えている場合

＊2 「健康状態」 = 現代表者の健康状態が日常業務に支障を生じさせている場合

＊3 「その他の事情」が認められる場合
= 現代表者以外の役員や幹部従業員の病気や事故等
や外部環境の急激な変化による突然の業績悪化等

□ 経営の承継に不可欠な資産（議決権の過半数を超える株式、土地・建物、機械等）の承継が見込まれること

さらに、

（融資時における経営者保証の提供を不要としたい場合）

□ 申請者（会社）の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること

① 申請者（会社）の直前の決算において、資産超過であること
純資産合計額 XXX, XXX, XXX 円 > 0

② 申請者（会社）の直前の決算において、EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率

= (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費) ≤ 10 倍

【必要書類】 以下、『中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル「金融支援」』p.34～41・57～62を参照

共通書類、申請者別、承継される中小企業者別、取得資産ごとに必要な書類、承継される中小企業者の理由が困難な理由別、融資時における経営者保証の提供を不要としたい場合（申請者が会社の場合）の、それぞれ該当するものをすべて2部提出してください。

【共通書類】

□ 別紙を含む申請書（様式第6の2）→様式は別冊11～13、15ページ

□ 承継に係る明確な合意があることを証する書類

・ 承継に係る基本合意書、譲渡契約書の草案等

【申請者別】

- ▽ 会 社 の 場 合
 - 申請会社の登記事項証明書
 - ・ 認定申請日の3ヶ月以内の原本。
 - ・ コピーや登記情報提供サービスの印刷は不可。
 - 申請会社の定款の写し
 - ・ 登記事項証明書と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付
 - 申請会社が上場会社等でない旨の誓約書→別冊 17 ページ
 - ・ 様式に必要事項を記載。(日付は認定申請日とすること。)
- ▽ 個 人 事 業 主 の 場 合 } 特になし
- ▽ 事業を営んでいない個人の場合 }

【承継される中小企業者別】

- ▽ 会 社 の 場 合
 - 承継される会社の登記事項証明書
 - ・ 認定申請日の3ヶ月以内の原本。
 - ・ コピーや登記情報提供サービスの印刷は不可。
 - 承継される会社の定款の写し (承継される会社による原本証明が必要)
 - ・ 登記事項証明書と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付
 - 承継される会社が上場会社等でない旨の誓約書→様式は別冊 18 ページ
 - ・ 様式に必要事項を記載。(日付は認定申請日とすること。)
- ▽ 個人事業主の場合 → 特になし

【取得資産ごとに必要な書類】

- ① 株式等の取得による承継を行う場合 (※支払い済みの株式取得費用は不可)
 - 承継される中小企業の株主名簿の写し (承継される会社による原本証明が必要)
 - 申請者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類
 - ・ 別紙2に記載した譲渡額を示す株価算定のための書類。
 - ・ 認定申請時点で、株式譲渡契約書、株主総会議事録などがある場合は、その写しも添付。
- ② 事業用資産の取得による承継を行う場合
 - 取得しようとする事業用資産等の登記事項証明書 (不動産の場合のみ)
 - ・ コピーや登記情報提供サービスの印刷は不可。
 - 取得しようとする事業用資産等の価格を証する書類

	価格の確認書類	所有者 (債権者) の確認書類
不動産	不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書など	(登記事項証明書で可)
動 産	前事業年度の計算書類の勘定科目明細書など	申請者又はその代表者との売買契約書など
貸付金	金銭消費貸借契約書など	同 右
未収金	前事業年度の計算書類の勘定科目明細書など	同 右

【承継される中小企業の継続が困難な理由別】

- ① 後継者不在の場合
 - 別紙 1、別添様式（別冊 14 ページ）に親族として記載された者と申請者が引継ぐ中小企業の代表者又は個人事業主との間の親族関係を示す全ての戸籍謄本等
 - ・ 戸籍謄本は原本が必須
 - ・ 必要に応じ親族関係図を作成し添付のこと
- ② 年齢による場合
 - 申請者が引継ぐ中小企業の代表者又は個人事業主の「年齢」が満 60 歳を超えていることを公的に証明する書類
 - ・ 公的に証する書類 = マイナンバーカード表面や運転免許証の写し、住民票等
- ③ 健康状態による場合
 - 申請者が引継ぐ中小企業の代表者又は個人事業主の「健康状態」を示す書類
 - ・ 医師の診断書等
- ④ その他の事情による場合
 - その他の事情を示す書類
 - ・ 役員や幹部従業員が退職した経緯等を示すための報告書等、業績が外部環境の急激な変化により突然悪化したこと等を示すための書類の写し等

【融資時における経営者保証の提供を不要としたい場合（申請者が会社の場合）】

- 別紙 3→様式は別冊 16 ページ
- 認定申請日の直前期の決算関係書類
 - ・ 第 2 章第 1 節共通事項（本書 5 ページ）を参照のこと。

【申請書等の記載のポイント】※ 記載例は別冊 34～42 ページ

- ① 申請書→様式は別冊 11 ページ
 - ◇ 申請者は、当該会社又は個人事業主若しくは事業を営んでいない個人
 - ◇ 申請書の 1 及び 2 の記載例は次のとおり
- < 1 の記載例：申請者の状況 >

 - (1) 主たる事業内容：飲食業（事業を営んでいない場合は、その旨を記載）
 - (2) 資本金の額又は出資の総額：500 万円
 - (3) 常時使用する従業員の数：3 名
 - (4) 財務状況（法第 12 条第 1 項第 1 号の認定の場合に限る）：
- ※ 事業を営んでいない個人の場合は 2～4 は記載不要
- ※ (4) の財務状況は（別紙 3）に記載するので、ここでは記載不要。
- < 2 の記載例：承継される会社又は個人事業主の状況 >

 - (1) 名称並びに代表者の肩書及び氏名：有限会社〇〇△ 代表取締役 □△ ×〇
(個人の場合は、氏名)
 - (2) 本店所在地：栃木県△△市□□000-000
(個人事業主の場合は、主たる事務所)
 - (3) 主たる事業内容：木造建築工事業
 - (4) 資本金の額又は出資の総額：00, 000, 000 円
 - (5) 常時使用する従業員の数：00 名

② 別紙1「事業活動の継続に支障を生じさせる事由」→様式は別冊14ページ

◇ 「1 該当事由」は、(1)又は(2)のいずれか該当する項目の番号に○をつけること。

- (1)を選択した場合に添付する別添様式＝承継（買収）される中小企業者の状況
- ・ 代表者の3親等以内（姻族、死亡者含む）の親族及び役員について、後継者候補とすることが困難な理由（経営の全部承継の意思なし、経営能力の不足など）を記載のこと。（※ 3親等の考え方は○ページ参照）

◇ 「2 1に記載した事由により生じる事業活動の継続の支障」は、具体的な内容を記載のこと。

<記載例：役員・親族からの確保が困難>

現在の有限会社〇〇△ 代表取締役 〇△×〇が高齢のため事業の継続が困難であるが、役員又は代表者の三親等以内の親族の中に、後継者候補となる者がいないため。

<記載例：年齢、健康状態その他の事情で確保困難>

1年前から現在の有限会社 〇〇△ 代表取締役 〇△ ×〇の体調不が優れず、治療を行ったが回復の見込みなく、役員又は代表者の三親等以内の親族の中に、事業を承継する者もないため、事業活動の継続に支障がある。

③ 別紙2「他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること（経営承継要件）」→様式は別冊15ページ

◇ 「1 経営の承継を行うために取得する資産」

- ・ 対象となる資産の〔(1)、(2)〕に○をつけること。（両方の場合は二つとも○）
- ・ 下の□の欄に取得する内容が分かるように記載すること
- ・ 資金ニーズの記載例は○ページの<記載例> (1) (2)を参照のこと

◇ 「2 1で選択した資産を承継することが、経営の承継に不可欠である理由」は、具体的な理由を記載すること。

<記載例>

発行済みの全ての株式（200株）を取得することにより、権限を集中することができ、安定した経営を見込むことができるため。

◇ 「3 1で選択した資産を承継することが確実であると見込まれる理由」は、取引に係る交渉の状況や実現の見込みなど、その理由を具体的に記載すること。

<記載例>

基本合意書を交わし、譲渡契約書（草案）のとおり契約締結の準備を進めており、株式の承継は確実である。

④ 別紙3「純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること」→様式は別紙16ページ

◇ 申請日直前の決算書等の数値をもとに記載すること。

- ・ 「①資産超過であるか」は、貸借対照表の純資産合計額を記載すること。

<記載例> 純資産合計額＝ 10,000,000円 > 0

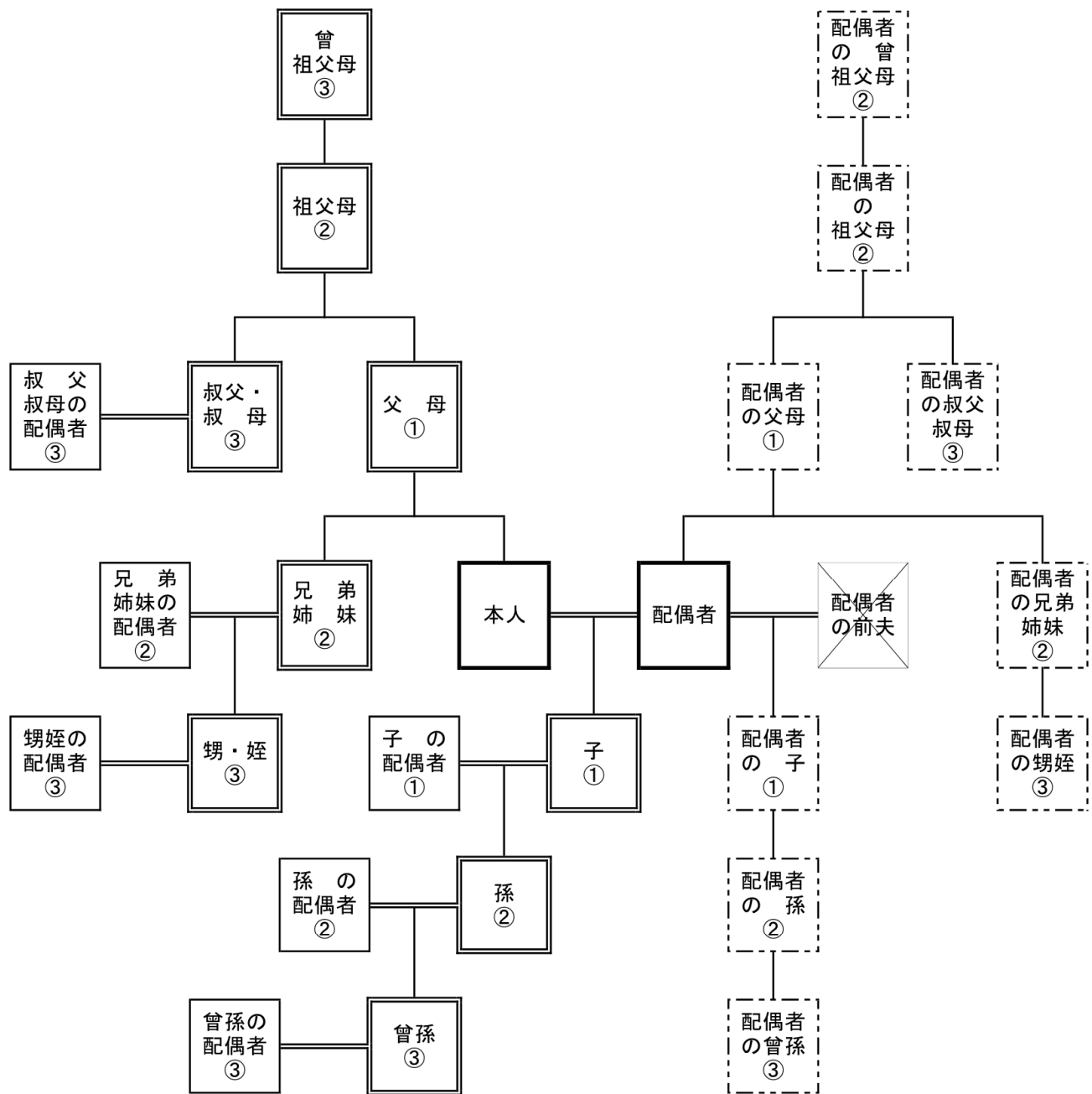
- ・ 「②EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であるか」は、小数点以下第二位まで積算のこと。

<記載例> EBITDA 有利子負債倍率＝ 8.18 ≤ 10

〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

借入金・社債（150,000,000）円 － 現預金（60,000,000）円
営業利益（9,000,000）円 ＋ 減価償却費（2,000,000）円

3 親等以内の親族の範囲図



(注記)

- 丸囲みの数字は親等数を表す (①は1親等、②は2親等など)
- 二重線の枠囲みは血族、実線囲みは姻族、破線囲みは婚姻による親族 (姻族) を表す。
- 実線囲みの姻族 (血族の配偶者) には、3親等以内の血族の配偶者まで。
- 本人と配偶者の婚姻による親族 (配偶者の血族) は、配偶者の3親等以内の血族まで。

第4節 今後経営の承継を行う予定の会社（経営者保証を不要とする資金への借り換え）

【認定要件】

以下の要件に全て該当する方。

□ 純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること。

① 直前の決算において、資産超過であること

純資産合計額 XXX, XXX, XXX 円 > 0

② 直前の決算において、EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率

= (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費) ≤ 10 倍

□ 代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていること

【必要書類】 以下、中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル「金融支援」p.41～45を参照

すべて2部提出してください。

□ 別紙を含む申請書（様式第6の3）→様式は別冊19～22ページ

□ 申請会社の登記事項証明書

- ・ 認定申請日の3ヶ月以内の原本。
- ・ コピーや登記情報提供サービスの印刷は不可。

□ 認定申請日の直前期の決算関係書類

- ・ 第2章第1節共通事項（本書5ページ）を参照のこと。

□ 申請会社の定款の写し（原本証明のあるもの）

- ・ 登記事項証明書と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付。

□ 認定申請日における株主名簿の写し（原本証明のあるもの）

□ （別紙2）に記載した金融機関からの借入れを代表者が債務を保証していることを証する書面→様式は別冊21ページ

- ・ 金融機関からの当該借入に係る金銭消費貸借契約書及び保証（根保証を含む。）を提供している借入の場合には同保証に関する契約書

【申請書記載のポイント】※ 記載例は別冊 43～47 ページ

□ 申請書→様式は別冊 19 ページ

- ・ 申請者は、3 年以内に経営承継を予定する会社。
- ・ 申請書の 1～3 を記載してください。

※ 4 の財務状況は（別紙 1）に記載するのでここでは記載不要です。

＜記載例＞

- 1 主たる事業内容：精密板金加工業
- 2 資本金の額又は出資の総額：2,000 万円
- 3 常時使用する従業員の数：20 名
- 4 財務状況：

□ 別紙 1 「純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること」→様式は別紙 20 ページ

◇ 記載上の注意と記載例は本書 15 ページ④を参照のこと。

□ 別紙 2 「代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていること」→様式は別紙 21 ページ

◇ 「(1) 代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していること

- ・ 保証人になっている代表者は現代表者に限る。
- ・ 複数の借入れについて経営者保証を提供している場合はその借入れのうち何れか（最新の借入れ等）を記載すること。

◇ 「(2) 経営の承継を予定する後継者が存在していること及び経営の承継の具体的な計画が策定されていること」

- ・ 申請日時点の後継者名と経営承継予定時期（年月）を記載すること。
- ・ 別添（事業承継計画書）を添付すること。

→ 別紙 2 の別添（事業承継計画書）→様式は別紙 22 ページ

◇ 「1 事業承継の概要」

- ・ 「事業承継理由」は、「現経営者が高齢であり、後継者が自社の事業・業界に精通しているなどと具体的に記載すること。なお、「現代表者」及び「後継者」欄の氏名は自署してください。

◇ 「2 収支計画」

- ・ 前期実績には申請日直前の決算における売上高・経常利益を記載すること。
- ・ 併せて、その後の見込み（今期見込、計画 1～4 期目）を記載すること。

＜記載例＞

次ページのとおり

事業承継計画書

別紙1の(2)の「経営承継予定時期」と同一の年月日を記載のこと。

住 所 栃木県〇〇市××000-000

法 人 名 株式会社△△△

代表者名 □□ □□

※ 現代表者欄及び後継者欄は各自がそれぞれ自署すること。

1. 事業承継の概要

現代表者	氏名	年齢	事業承継予定日				
	下野 とちぎ	70 歳	令和×年×月×日				
後継者	氏名	年齢	被承継者との関係				
	下野 実	45 歳	長 男				
事業承継理由		現代表者が高齢であるため					
後継者の経歴							
平成〇年〇月〇日 ×××物産株式会社に入社							
令和〇年〇月〇日 ×××物産株式会社を退社し、株式会社△△△に入社							
令和〇年〇月〇日 株式会社△△△ 取締役役に就任							
株主構成の推移							
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後	株主氏名	被承継者との関係	持株数
	□□ □□	本人	180 株		□□ ×××	長男	200 株
	□□ △△	妻	20 株				株
			株				株
	合計		200 株		合計		200 株
円滑な事業承継に向けた準備							
(内外の関係者との調整、後継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)							
(記載例)							
後継者は当社入社後、製造に係る各工程を経験し製造技術及び生産管理についての知識を身につけた。							
取締役就任後は総務課で財務や庶務業務を担当し、取引先や金融機関との打合せに同席し後継者として関係者に認知されつつある。							
当社の売上げの大半は一部の食品となっているが、時代の変化で売上げは減少傾向である。今後は製造や事務の一部にデジタル技術を導入し、新商品の開発や既存商品の改善に人員を配置したい。							

・前期決算期の売上高及び経常利益を記載のこと。

2. 収支計画

(単位：千円)

	前 期 実 績	今 期 見 込	計 画 1 期 目	計 画 2 期 目	計 画 3 期 目	計 画 4 期 目
	(0000 年 0 月期)	(0001 年 0 月期)	(0002 年 0 月期)	(0003 年 0 月期)	(0004 年 0 月期)	(0005 年 0 月期)
売 上 高	10, 000	10, 100	10, 300	10, 600	20, 000	20, 300
経 常 利 益	8, 000	8, 020	8, 045	8, 070	9, 015	9, 060

(参考 1) 県制度融資

事業承継支援資金（経営承継関連）			
融資対象	(1) 認定を受けた中小企業者（経営承継円滑化法第 12 条第 1 項第 1 号イ又は第 2 号イ該当）→経営承継関連保証 (2) 認定を受けた中小企業者（会社）の代表者（同法第 12 条第 1 項第 1 号イ該当）→特定経営承継関連保証 (3) 認定を受けた中小企業者（同法第 12 条第 1 項第 1 号ロ又は第 2 号ロ該当）（原則型）→経営承継準備関連保証（原則型） (4) 認定を受けた中小企業者（同法第 12 条第 1 項第 1 号ハ該当）（保証人なし）→経営承継準備関連保証（保証人なし） (5) 認定を受けた事業を営んでいない個人（同法第 12 条第 1 項第 3 号該当）→特定経営承継準備関連保証 (6) 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する中小企業者 (7) 中小企業診断士や公認会計士等の専門家の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する中小企業者		
資金使途	(1) 経営の承継に不可欠な議決権株式を取得するための設備資金 (2) 経営の承継に不可欠な事業用資産等を取得するための設備資金 (3) その他、事業承継計画の実施に係る運転資金及び設備資金		
限度額	1 億円	融資期間	運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）
融資利率	保証付き責任共有制度対象外：1.8%以内 保証付き責任共有制度対象：2.0%以内 保証なし：2.3%以内		

事業承継支援資金（M&A 関連）			
融資対象	(1) M&A により事業資産及び経営権を承継する中小企業者 (2) M&A 実施後 2 年以内に設備投資を行う中小企業者		
資金使途	(1) 営業譲渡により、他社の事業資産、営業権の全部又は一部を取得するための設備資金 (2) 株式取得により、他社の議決権の 50% を超える株式を取得するための設備資金 (3) 合併による存続会社、営業譲渡による譲受け会社又は株式取得による取得会社（議決権の 50% を超える株式を保有）が、M&A 実施後 2 年以内に設備を取得するための設備資金		
限度額	1 億円	融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）
融資利率	保証付き責任共有制度対象外：1.8%以内 保証付き責任共有制度対象：2.0%以内 保証なし：2.3%以内		

事業承継支援資金（経営者保証解除関連）			
融資対象	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する中小企業者 (1) 保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 → 事業承継特別保証 (2) R2.1.1～R7.3.31 までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から 3 年を経過していないもの → (3) 認定を受けた法人（経営承継円滑化法第 12 条第 1 項第 1 号ニ該当）→経営承継借換関連保証 (4) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること ③法人と経営者の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと		
資金使途	(1) 経営の承継に必要な運転・設備資金及び保証人（個人に限る。）を提供している既往借入金の借換資金 (2) 事業承継前における保証人（個人に限る。）を提供している既往借入金の借換資金 (3) 認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）		
融資対象(1)～(3)に対応			
限度額	1 億円（うち運転資金 2,000 万円）	融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）
融資利率	保証付き責任共有制度対象外：1.8%以内 保証付き責任共有制度対象：2.0%以内		

(参考2) 日本政策金融公庫の融資制度

詳細は、日本政策金融公庫の各支店（4ページ参照）にお問い合わせ願います。

事業承継・集約・活性化支援資金（国民生活事業）			
融資対象	(1) 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます。）と共に事業承継計画を策定している方（注）ご融資後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方 (2) 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方 (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する方に限ります。）の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 (4) 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 (5) 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方、新たな取組を図る方またはPMIの取組を図る方		
資金使途	(1) 事業承継計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 (2) 事業承継・集約を行うために必要な設備資金および運転資金（当該事業を承継・集約される方が必要な設備資金および運転資金を含みます。）、ならびに事業の承継・集約を契機として必要となる設備資金および運転資金 (3) 事業承継を行うために必要な設備資金および運転資金であって、経営承継円滑化法施行規則第15条第1項および第2項に規定されている資金 (4) 取引金融機関との取引状況の変化に伴い必要な運転資金 (5) 事業承継・集約を契機に、新たに第二創業、新たな取組またはPMIの取組を図るうえで必要な設備資金および運転資金		
融資対象(1)～(5)に対応			
限度額	7,200万円	融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
その他	詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。 リンク先 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyokeisyoushou.html		

事業承継・集約・活性化支援資金（中小企業事業）			
融資対象	(1) 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 (2) 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および事業を承継・集約される方 (3) 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方（取組後、おおむね5年以内の方を含む。）、新たな取組を図る方（取組後、おおむね5年以内の方を含む。）又はPMIの取組を図る方 (4) 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 (5) 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方		
資金使途	(1) 事業承継計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金 (2) 事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金（当該事業を承継・集約される方が必要な設備資金および長期運転資金ならびに事業を承継・集約される方に対する転貸資金を含む。） (3) 第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）、新たな取組又はPMIの取組を図るために必要な設備資金および長期運転資金 (4) 事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金であって、中小企業経営承継円滑化法施行規則に定める資金 (5) 金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金		
融資対象(1)～(5)に対応			
限度額	14億4千万円	融資期間	運転資金 10年以内（うち据置5年以内） 設備資金 20年以内（うち据置5年以内）
その他	詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。 リンク先 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyokeisyoushou_t.html		